

3 高槻市の景観特性

3-1 地形的特徴

(1) 高槻の位置、特性

高槻市は大阪府の北東部にあって、大阪市と京都市のほぼ中間に位置しており、周囲は亀岡市、京都市、島本町、茨木市、摂津市及び淀川を隔てて枚方市、寝屋川市に接しています。

また、高槻市は JR の新快速や阪急電鉄の特急の停車駅でもあることから、京都・大阪とも短時間で結ばれており、利便性の高い都市として知られています。

市域の面積は 105.31km² で、大阪府下の市町村では 4 番目の広さとなっています。市域の北側は北摂山地、南側は淀川によって限られ、北部山間から南流して淀川に注ぐ桧尾川、芥川、女瀬川が平野部を形成しています。

市街地は JR 及び阪急の駅を中心に展開し、その周辺から郊外にかけて住宅地が広がっています。また、北部の山あいと南部の淀川沿岸には農地と集落が立地しています。市域北部は大半が山間地で、最高峰はポンポン山の海拔 678.7m となっています。



位置図

(2) 地形的特徴

高槻市は、北は丹波高地に連なる北摂山地、南は大阪平野の北部を形成する淀川低地に伸びており、中央部には日吉台、安岡寺、南平台、奈佐原等の丘陵地がつづき、富田台地が南方へ突出しています。

地形としては、山地、谷底平野、丘陵地、台地、沖積低地の5つに区分され、その特徴は次のとおりです。

〔山地について〕

山地は市域の北半分を占め、大阪平野に臨む斜面は比較的急ですが、山頂部は山並みを形成し、高度700m以下の比較的低い山地ながら全体としては高原状になっています。

〔谷底平野について〕

谷底平野は、北摂山地をきざむ川谷に沿って形成された小低地で、芥川源流の田能盆地や中流の原盆地、服部谷、桧尾川中流の成合谷等が該当し、山地に囲まれた集落は、北摂山地内における数少ない農業生産及び居住の場となっています。

〔丘陵地について〕

丘陵地の南部は、比較的起伏が小さく、鉄道駅への利便性の高さ等から、日吉台、安岡寺、南平台等の大規模な住宅地が形成されています。また、西側の奈佐原地区でも、近年の宅地開発によりその面影は失われつつあります。

〔台地について〕

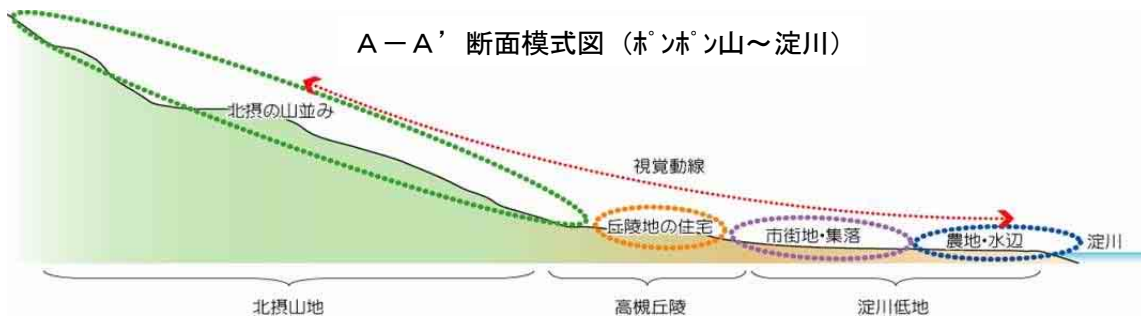
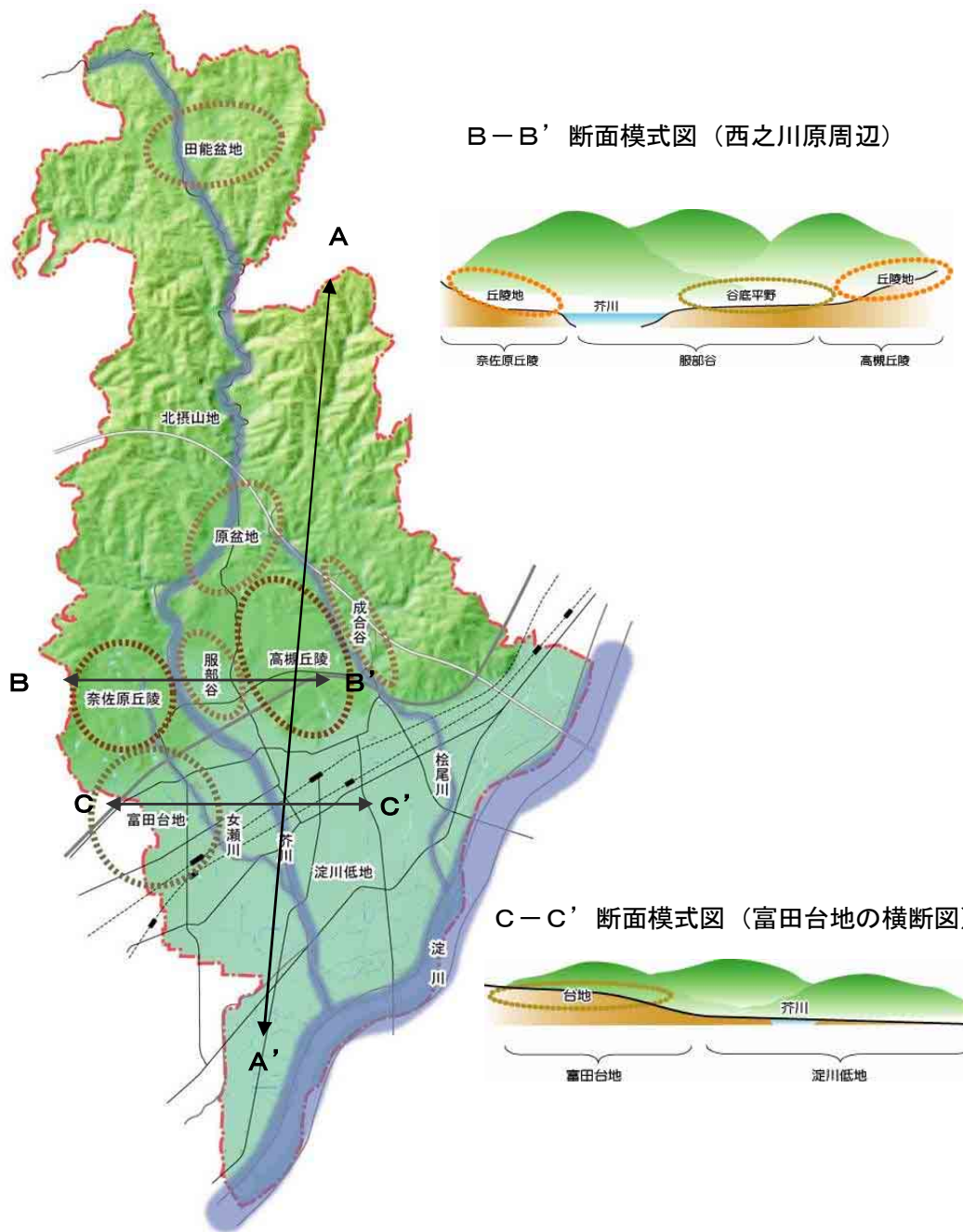
市内唯一の台地である富田台地は、大部分がほとんど起伏のみられない標高10~30m程度の平坦面であり、その南東端に富田の古い歴史的なまちなみの面影を残しています。

〔沖積低地について〕

市域南部に広がる沖積低地は、大阪平野の北東部を構成する淀川低地の一部で、大部分が標高10m以下の低湿地で占められています。丘陵地の排水が悪い後背湿地や氾濫平野が、市域の広い面積を有しています。

〔水系について〕

市域の南部には、広大な河川敷を有する淀川が流れており、ここに北部山地を源とする芥川・桧尾川・女瀬川の一級河川が市街地を縦貫して注いでいます。市内最大の流域面積をもつ芥川が原盆地から服部谷へ流れでる途中には、峡谷美で知られる景勝地・摂津峡があります。



高槻市の地形的特徴

3-2 歴史的経緯

地形的特徴とともに、歴史的な経緯は、高槻市の景観の成り立ちにも大きな影響を及ぼしています。その歴史的経緯について時代ごとの特徴は次のとおりです。

〔旧石器時代から古代〕

- ・ 高槻市域では、人々の活動の歴史は約2万年前の旧石器時代にさかのぼります。縄文時代には芥川遺跡等で定住集落が営まれるようになりました。
- ・ 弥生時代には、稲作開始期から桧尾川の扇状地に大規模な環濠集落・安満遺跡が営まれ、広範な地域間交流のもとでこの地域の弥生社会をリードしました。
- ・ 淀川北岸に展開する三島古墳群は、邪馬台国の時代の安満宮山古墳から、首長墓・岡本山古墳や鬮鷲山古墳、そして大王墓・今城塚古墳、阿武山古墳へと、古代国家形成の画期をたどることができる貴重な歴史遺産となっています。
- ・ 古代の山陽道は市域中央部を東西に貫き、芥川西岸の郡家地区には、山陽道に面して郡役所・嶋上郡衙や郡寺・芥川廃寺が置かれました。郡衙西方の郡家今城遺跡、南方の津之江南遺跡等は郡衙と盛衰をともした集落跡です。
- ・ 市域には古代～中世の条里制による土地区画が名残をとどめています。
- ・ 上牧から前島にかけて淀川の河川敷にはヨシが生い茂り、鶉殿のヨシとして三島江や玉川の里等とともに古くから知られています。



史跡今城塚古墳



安満遺跡と安満宮山古墳（後方白矢印）

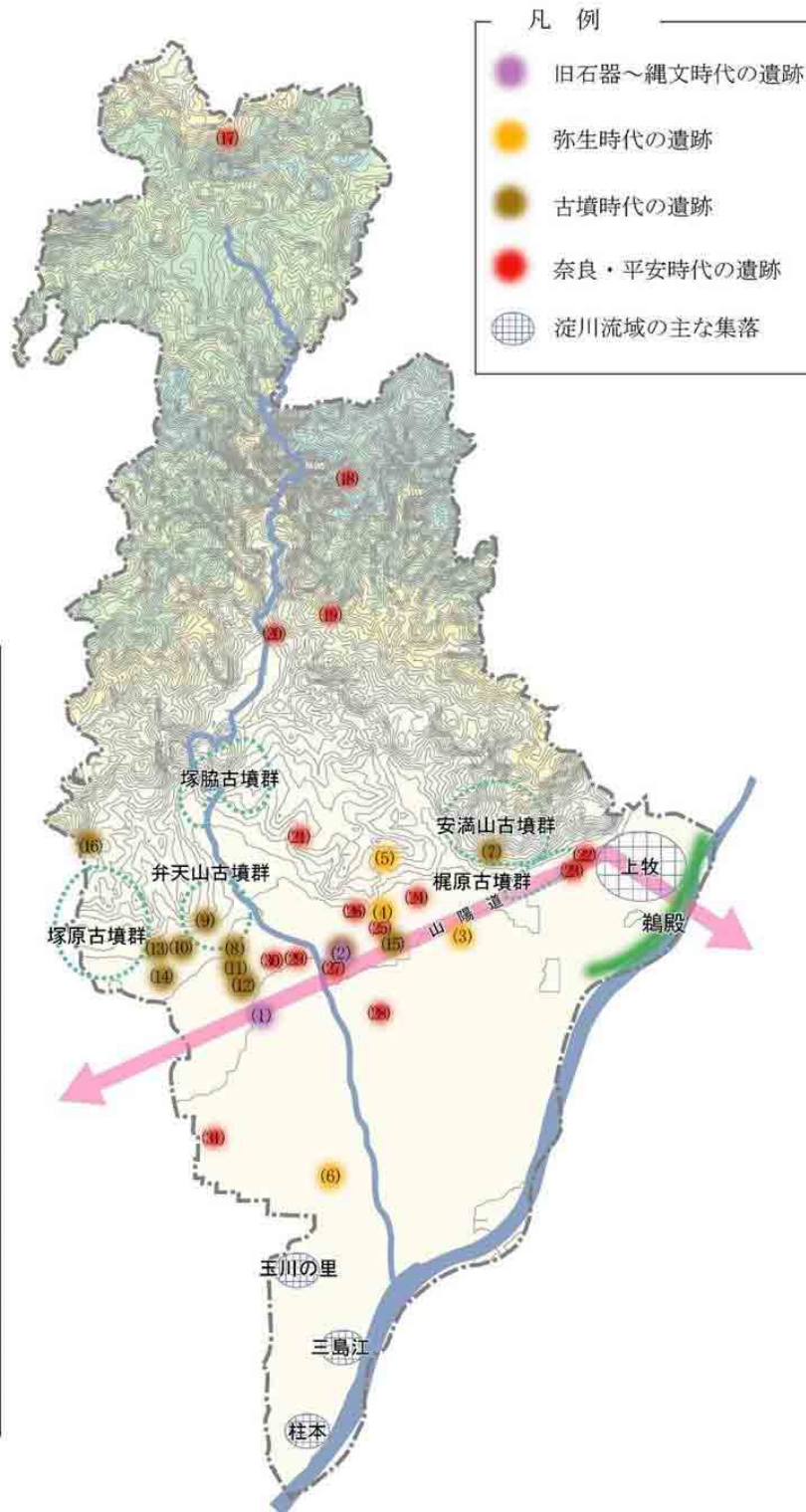


鶉殿ヨシ原



弁天山古墳（左）と岡本山古墳

遺跡等の名称	
(1)	郡家今城遺跡
(2)	芥川遺跡
(3)	安満遺跡
(4)	天神山遺跡
(5)	古曾部・芝谷遺跡
(6)	芝生遺跡
(7)	安満宮山古墳
(8)	岡本山古墳
(9)	弁天山古墳
(10)	鬮鷄山古墳
(11)	郡家車塚古墳
(12)	今城塚古墳
(13)	新池埴輪製作遺跡
(14)	石塚古墳
(15)	昼神車塚古墳
(16)	阿武山古墳
(17)	檜船神社
(18)	本山寺
(19)	神峰山寺
(20)	八阪神社
(21)	安岡寺
(22)	梶原瓦窯跡
(23)	梶原寺跡
(24)	伝能因法師墳
(25)	上宮天満宮
(26)	石川年足墓
(27)	教宗寺
(28)	上田部遺跡
(29)	史跡 嶋上郡衙跡
(30)	芥川廃寺
(31)	慶端寺



高槻市の主な遺跡・古墳

〔中近世〕

- ・ 芥川山城は三好長慶・細川晴元らが、高槻城は高山右近らが歴史上に名を残しています。江戸時代以降、高槻城は戦略的な要所として拡充整備され、城下町の発展にも力が注がれました。
- ・ 京都と西国を結ぶ西国街道沿いには、宿場町として栄えた芥川宿があり、江戸時代には本陣や旅籠屋が立ち並んでいました。
- ・ 富田は15世紀後半に浄土真宗の布教拠点として寺内町が形成され、中核となった教行寺周辺の古い町並みに往時がしのべられます。また、江戸時代には富田台地の良質な米と良質な湧水を活かした酒造業が栄えました。
- ・ 前島浜・唐崎浜・三島江浜等の淀川の河港は、高槻城下や富田等周辺の村々と京都、大坂を結ぶ物資の集散地であり、流通拠点でした。



芥川宿絵図



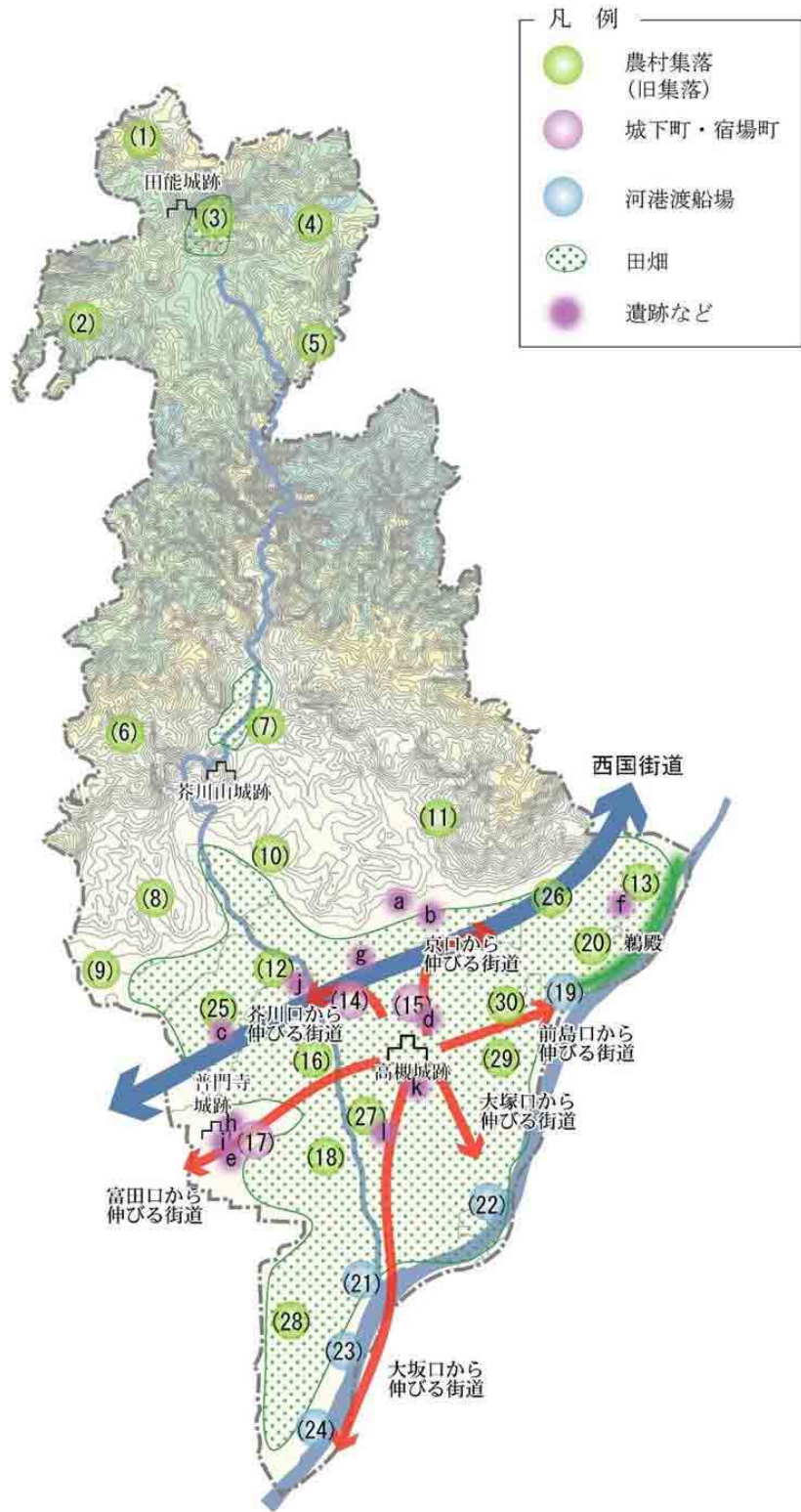
三島江(『淀川兩岸一覽』)



高槻城絵図

集落等の名称	
(1)	杉生
(2)	二科
(3)	田能
(4)	中畑
(5)	出灰
(6)	萩谷
(7)	原
(8)	奈佐原
(9)	塚原
(10)	服部
(11)	成合家
(12)	郡上牧
(13)	芥川
(14)	高槻
(15)	津之江
(16)	富田
(17)	芝生
(18)	前島
(19)	道鶴
(20)	唐崎
(21)	大塚
(22)	三島江
(23)	柱本
(24)	水室
(25)	梶原
(26)	下田部
(27)	西面
(28)	東天川
(29)	野田
(30)	野田

遺跡等の名称	
a	伊勢寺
b	能因塚
c	宮田遺跡
d	八丁松原
e	教行寺
f	上牧遺跡
g	廣智寺
h	本照寺
i	普門寺
j	清福寺太子堂
k	旧笹井家住宅
l	下田部高礼場



高槻市の主な集落や遺跡等（中世～近世）

〔明治時代から昭和30年代頃〕

- 明治9年には京都―大阪間の鉄道が開通し、やがて陸上交通の発達に伴い淀川水運は衰退、江戸時代から明治時代にかけて京都―大阪の旅客輸送を担っていた乗合船（三十石船等）は姿を消しました。
- 三島江や玉川の里等の歌枕にも詠まれた水郷・農村風景は、堤防改修等により失われました。
- 鉄道交通の発達に伴って停車場を核とした駅前に市街地が形成されはじめ、企業の立地や住宅地開発も進みました。昭和3年には現阪急電鉄が開通、富田駅や高槻市駅の駅徒歩圏での宅地開発が進みました。
- 鉄道会社が誘致した京都大学付属農場や大阪医科大学看護専門学校校舎（登録有形文化財）、京都大学阿武山地震観測所等の昭和初期に建築された近代建築は、今もその姿を残しています。
- 市の企業誘致は昭和20年代終わり頃から進み、国道171号沿道には、サンスタ―、明治製菓、松下電子等大手の工場が進出し、西の茨木、東の島本へと内陸の京阪工業地域を形成するに至りました。
- さらに昭和30年代には、天王町や昭和台町等駅周辺の住宅地を鉄道会社が開発しました。碁盤目状の街路が整備されて生垣に囲まれた住宅等が立ち並び、現在まで市街の中核をなしています。同時期には、大阪府による府営住宅地の整備も行われました。



大阪医科大学看護専門学校校舎
（旧大阪高等医学専門学校別館）

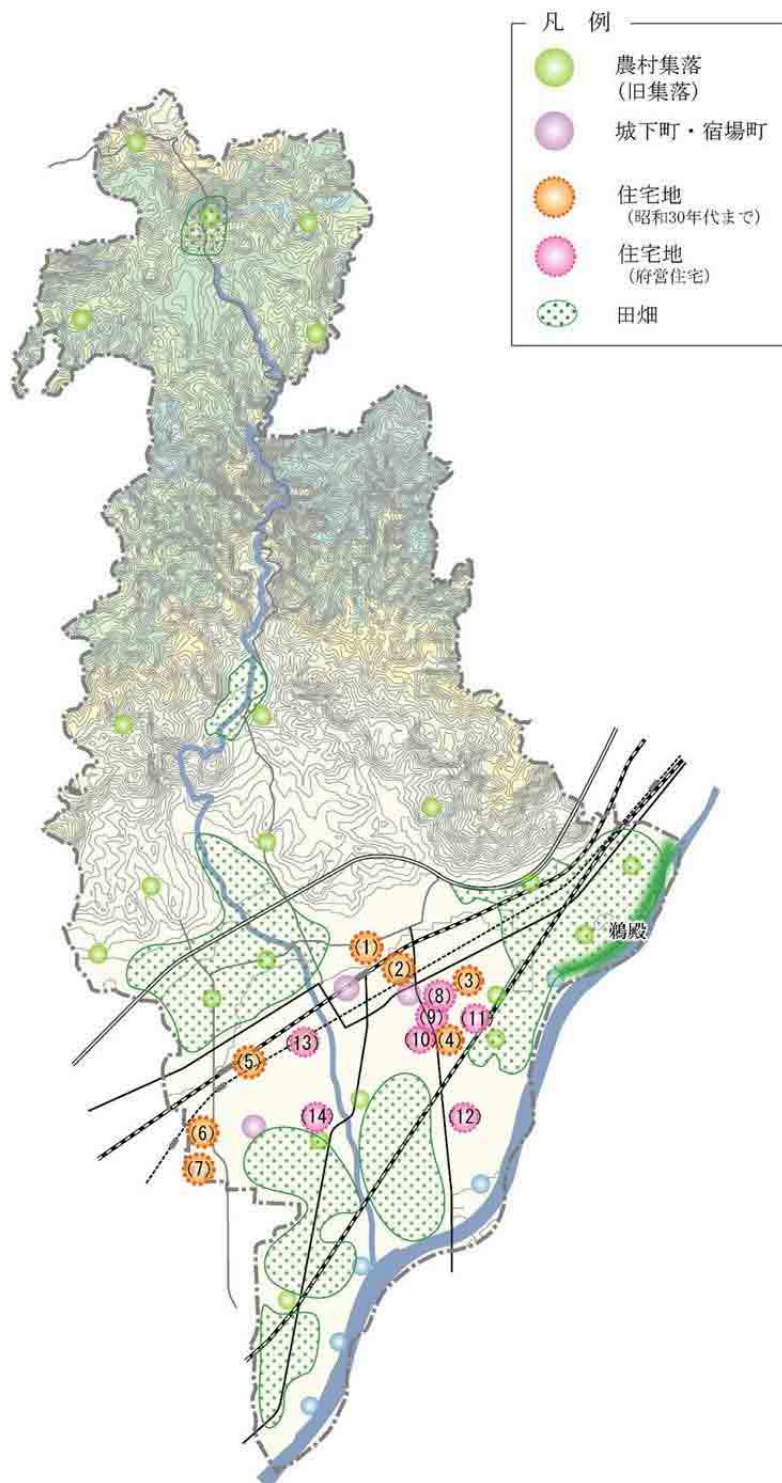


昭和台町のまちなみ



国道沿いの工場地域

主な団地等の名称	
(1)	天神町
(2)	北園町
(3)	天王町
(4)	藤の里
(5)	桜ヶ丘
(6)	昭和台町
(7)	総持寺団地
(8)	千代田町
(9)	沢良木町
(10)	城東町
(11)	天川町
(12)	深沢町
(13)	津之江町
(14)	芝生町



高槻市の主な住宅地等（昭和30年代）

〔昭和40～50年代頃（高度経済成長期）〕

- ・ 昭和30年代終り頃から40年代にかけ、大阪・京都のベッドタウンとして、丘陵部を中心に比較的規模の大きい住宅地開発が進みました。また、中南部では、農地の転用による住宅と企業用地の開発が進み人口が急増しました。
- ・ 昭和40年代に戸建住宅を主体として南平台や日吉台、芝谷等で開発が行われ、敷地規模が大きく計画的に開発された住宅地が形成されました。
- ・ また、阪急上牧駅の周辺地区が戸建住宅地として開発され、中南部ではスプロールの拡大した戸建住宅地や敷地規模の小さいミニ開発が広がりました。
- ・ 公的住宅団地や大規模に開発された民間住宅開発地では、整然とした住宅地が形成されています。
- ・ 昭和43年に施行された新都市計画法により、市街地の無秩序な拡大防止に対応した開発許可制度が定められ、高槻市でも昭和46年に開発指導要綱等を整備し、良好な都市形成に取り組みました。



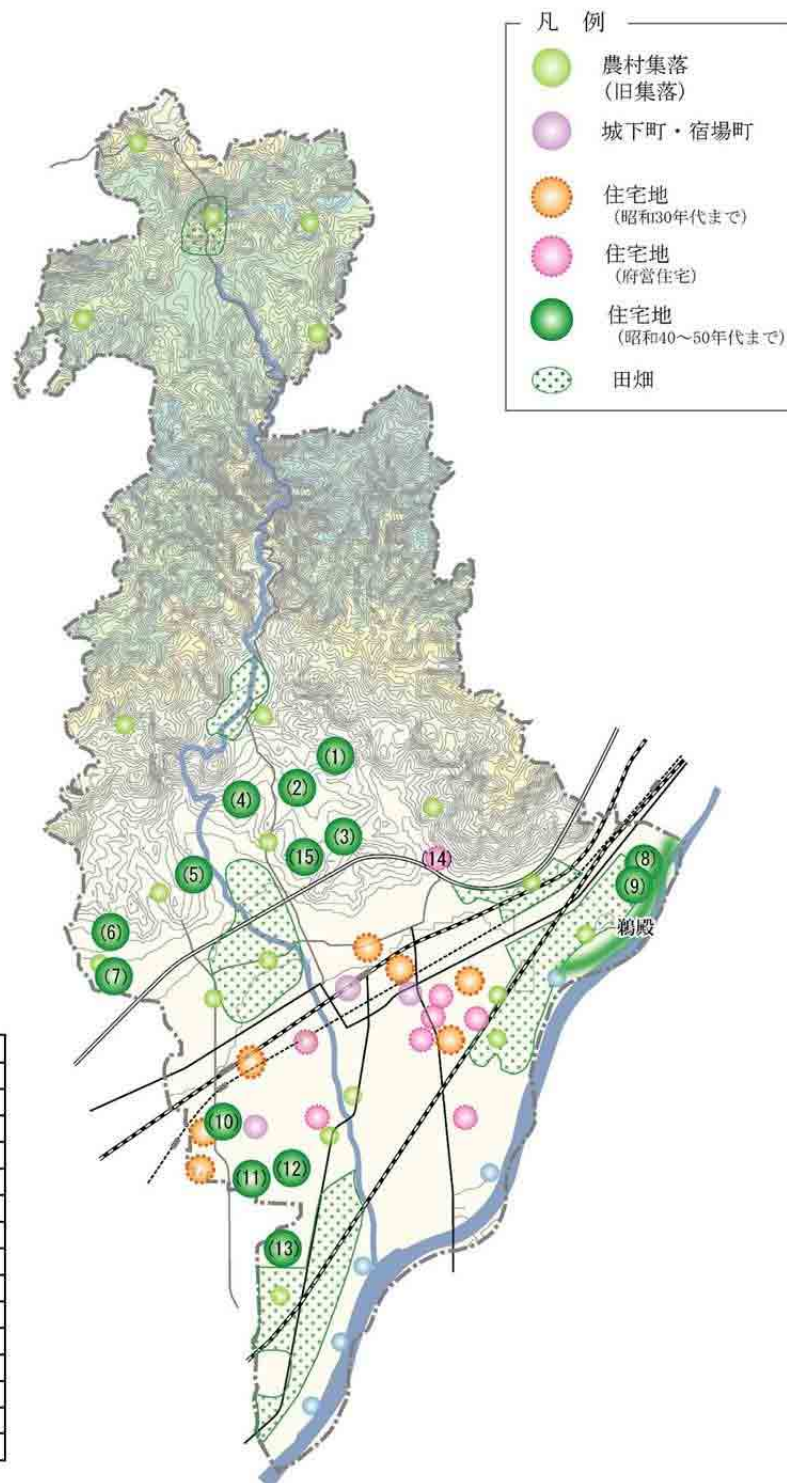
北部丘陵地の戸建て住宅地



南部の公営住宅団地



中南部の戸建て住宅地



高槻市の主な住宅地等（昭和50年代頃）

〔昭和60年代以降〕

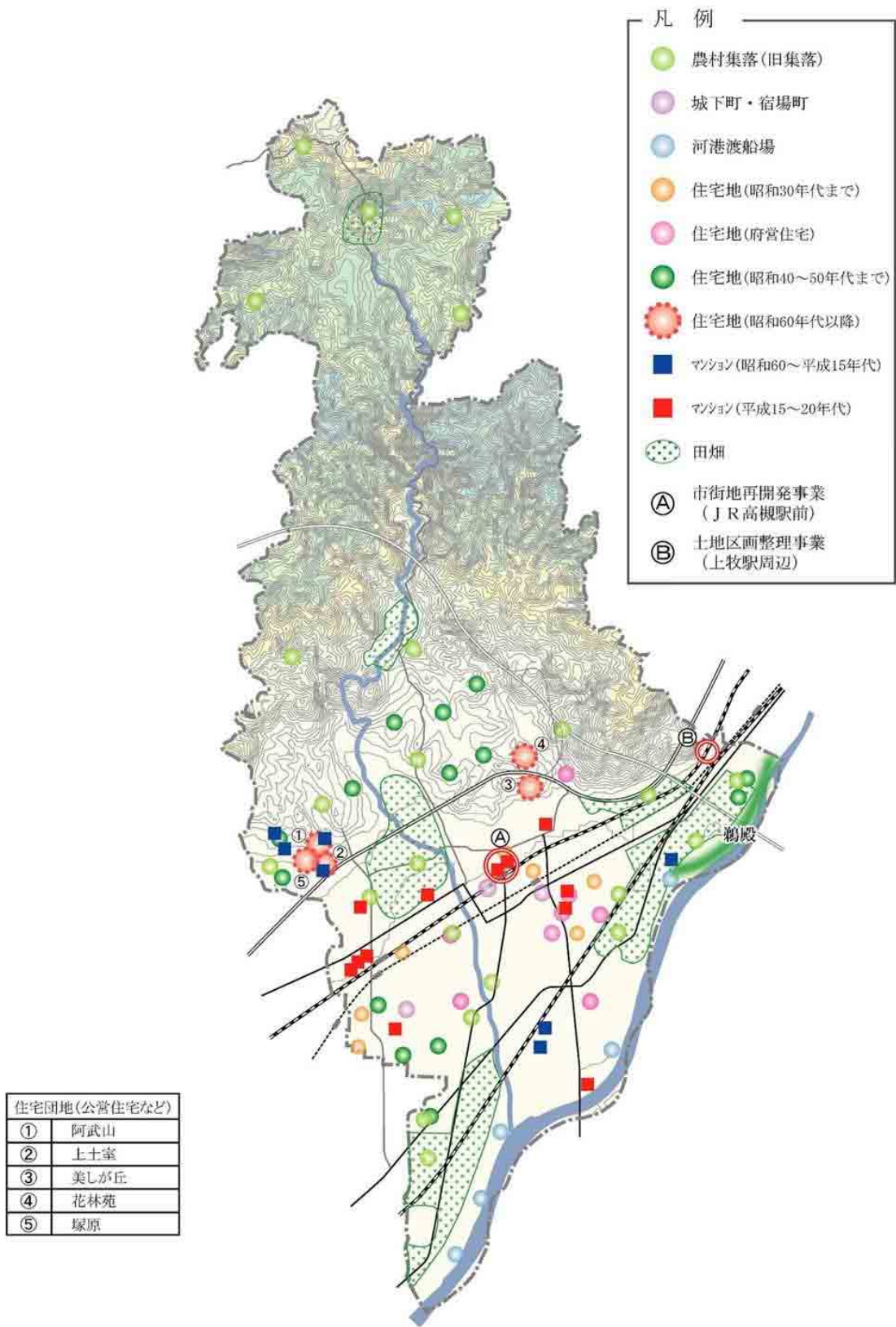
- ・ 昭和60年代以降では、阿武山、美しが丘等の北部丘陵地において、大規模な住宅開発が行われました。
- ・ JR 高槻駅北地区では、市街地再開発事業によって、駅前広場や周辺関連道路等の都市基盤をはじめ、都市型住宅や商業・業務施設の整備が図られました。
- ・ 阪急上牧駅北地区では、住宅を主体とした良好な新市街地の形成を図るために土地区画整理事業による道路、公園等の都市基盤が整備され、市東部における新たな拠点形成が図られました。
- ・ 近年では、幹線道路や中心市街地において、工場の移転や統廃合等による工場の市外流出が増え、跡地には商業系施設や住宅地、大規模マンションが立地する等、用途の転換等が見受けられ、新たな市街地形成が進みつつあります。また、昭和30年代以降の住宅地では、住宅の更新期に伴い、敷地の細分化等が見られます。
- ・ 今後の主要事業としては、都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域に指定された JR 高槻駅北東地区（㈱ユアサ コーポレーション高槻工場跡地とその周辺を含んだ区域）で、高槻市の中心部に賑わいや潤いのある商業、業務、居住、福祉、文教、交流機能等の集積を図る民間プロジェクトが進められています。



市街地再開発事業による拠点市街地
（高槻駅前）



土地区画整理事業による新市街地
（上牧駅周辺）



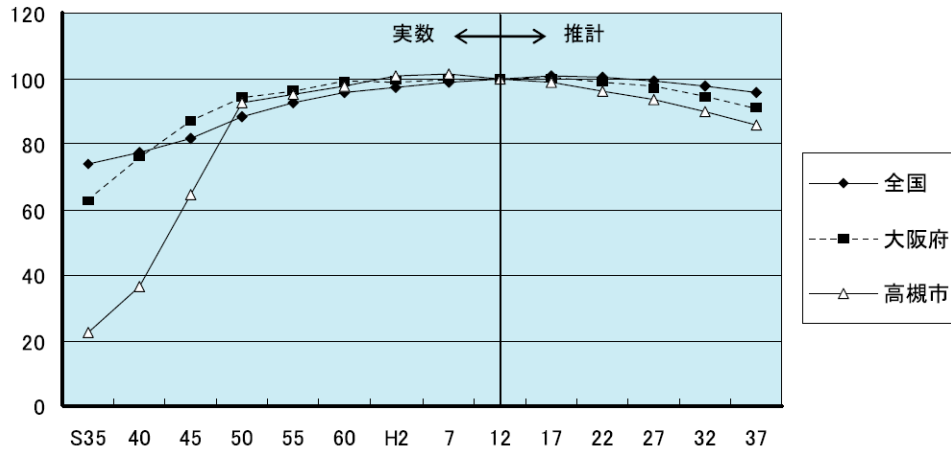
高槻市の主な住宅地、マンション等（現代）

『 資料 ～ 高槻市における人口の動向 』

○人口の動向

将来推計による人口減少率は、全国平均や大阪府の平均よりも大きく、今後急速な減少が予測されています。また、団塊世代の高齢化に伴い、他地域に比べて急速な高齢化が進むと予想されます。

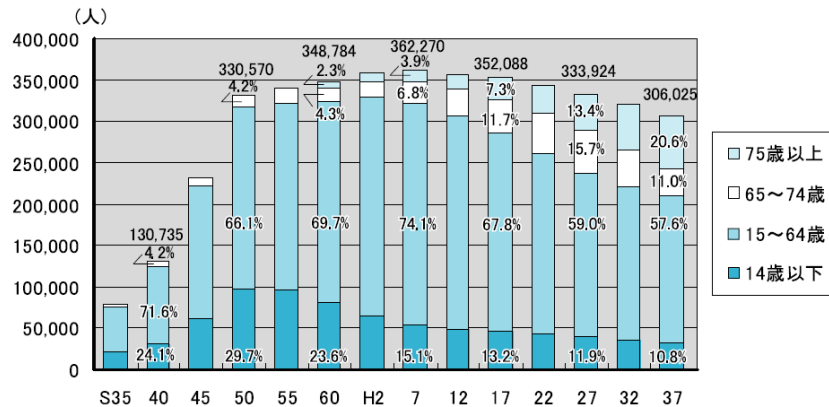
人口の推移と将来推計の比較（高槻市・大阪府・全国）



(注：平成 12 年を 100 とする)

(資料：平成 12 年までは国勢調査。平成 17 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値)

年齢 4 区分別人口の推移（高槻市）



注：昭和35年～55年は、「65歳以上」の割合。

(資料：平成 12 年までは国勢調査。平成 17 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値)

3-3 景観形成に関わる取り組み

豊かな自然環境と多くの歴史遺産を有する高槻市では、早くから自然環境や文化財の保護を通じた景観の保全を図ってきました。しかし、高度経済成長期の人口急増以降、市街地の拡大とともに固有の景観が大きく変容し、都市景観の視点に基づく景観形成も求められるようになりました。

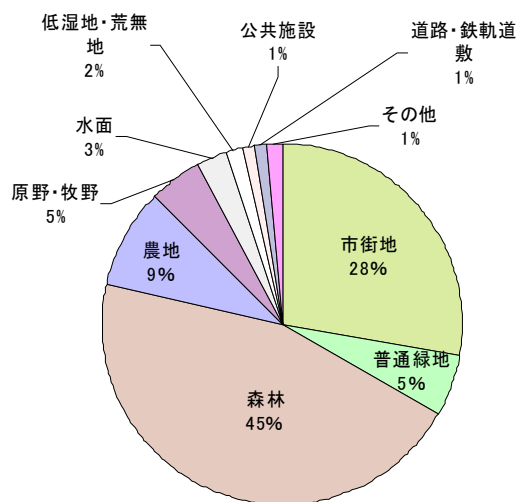
このような状況のもとで、次のような各種法制度等を活用した景観施策が進めてきましたが、それぞれの施策が連携した総合的な取り組みとなっていなかったこと等から、一部では必ずしも十分な効果を上げるには至っていないところもあります。

(1) 「環境保全」及び「文化財保護」の視点からの施策展開

①自然環境の保全

市域の約45%を占める森林や、芥川をはじめ淀川・桧尾川・女瀬川等市域を流れる河川等、豊かな自然環境は高槻市の貴重な財産です。これらの環境を守るため、早くから法律に基づく種々の制度の活用が図られてきました。森林の大部分は近畿圏整備法や近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、昭和42年に「近郊緑地保全区域^{※1}」に指定され、開発行為等に対する届出制度が運用されています。

この他、森林法に基づく「保安林^{※2}」、大阪府立自然公園条例に基づく「大阪府立北摂自然公園」、大阪府自然環境保全条例に基づく「自然環境保全地域^{※3}」等が指定され、一定の行為が規制されています。こうした自然環境の保全のための施策が進められた結果、高槻市の自然的景観が保全されてきました。



土地利用区分別面積（平成12年）

- ※1 近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全等を目的として指定される。
- ※2 公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことで、農林水産大臣または都道府県知事により森林法第25条に基づき保安林として指定する。
- ※3 自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣または都道府県知事により指定される。

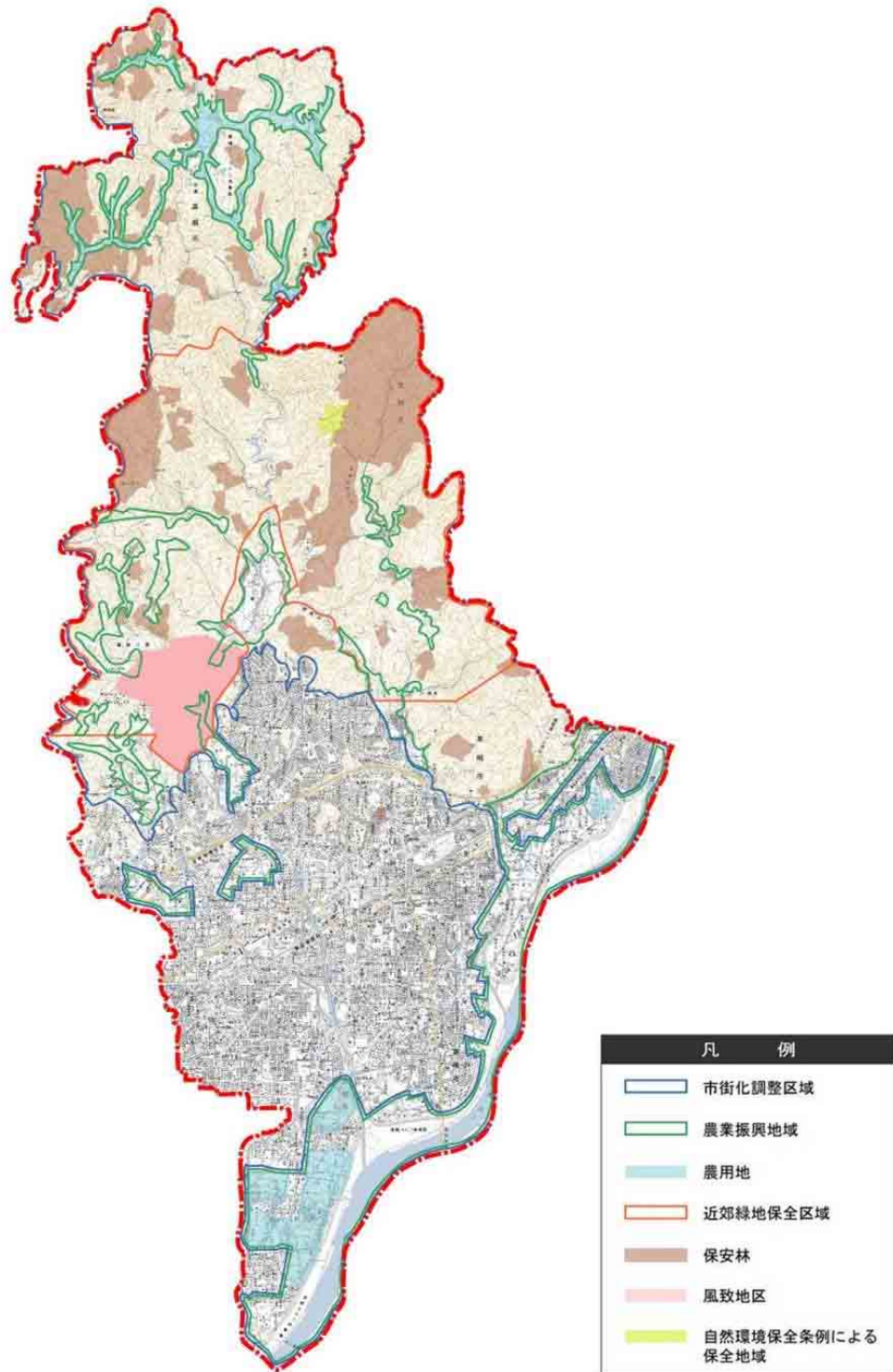
②都市計画による土地利用の誘導

昭和 45 年、人口の急激な流入に対応し、無秩序な市街化を防止するとともに計画的な市街地の形成と土地利用の規制・誘導を図るため、市全域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しました。これによって、北部の森林や南部の農地等は市街化調整区域に指定され、原則として市街化が抑制されることで大幅な景観の変容は抑えられることとなりました。

また、市街化区域では「用途地域」を指定し、特に北部丘陵地等での住居専用地域の指定により良好な住宅地の形成に寄与してきました。

一方、市街化調整区域では、農地等を中心に農業振興地域の整備に関する法律に基づいて「農業振興地域」を指定しており、将来にわたって特に保全すべき農地については「農用地区域」の指定により土地利用の転用を制限し、農地景観を保全してきました。

また、摂津峡周辺は昭和 26 年に「摂津峡風致地区」として指定を行い、建築行為や木竹の伐採等の行為を対象とする許可制度によって風致の保全を図っています。



市街化調整区域内における地域・地区等指定状況図

③文化財の保護

高槻市内には、数多くの歴史的遺産が市民の身近なところに点在しています。それらを保護するため、文化財保護法や大阪府文化財保護条例、高槻市文化財保護条例等で各種の文化財が指定されています。その中で、特に貴重な古墳や建造物等は、文化財保護法で「重要文化財」（例：普門寺方丈）、「史跡」（例：今城塚古墳）、「名勝」（例：普門寺庭園）、「登録有形文化財」（例：大阪医科大学看護専門学校校舎）等に指定・登録され、恒久的な保存と活用が図られています。

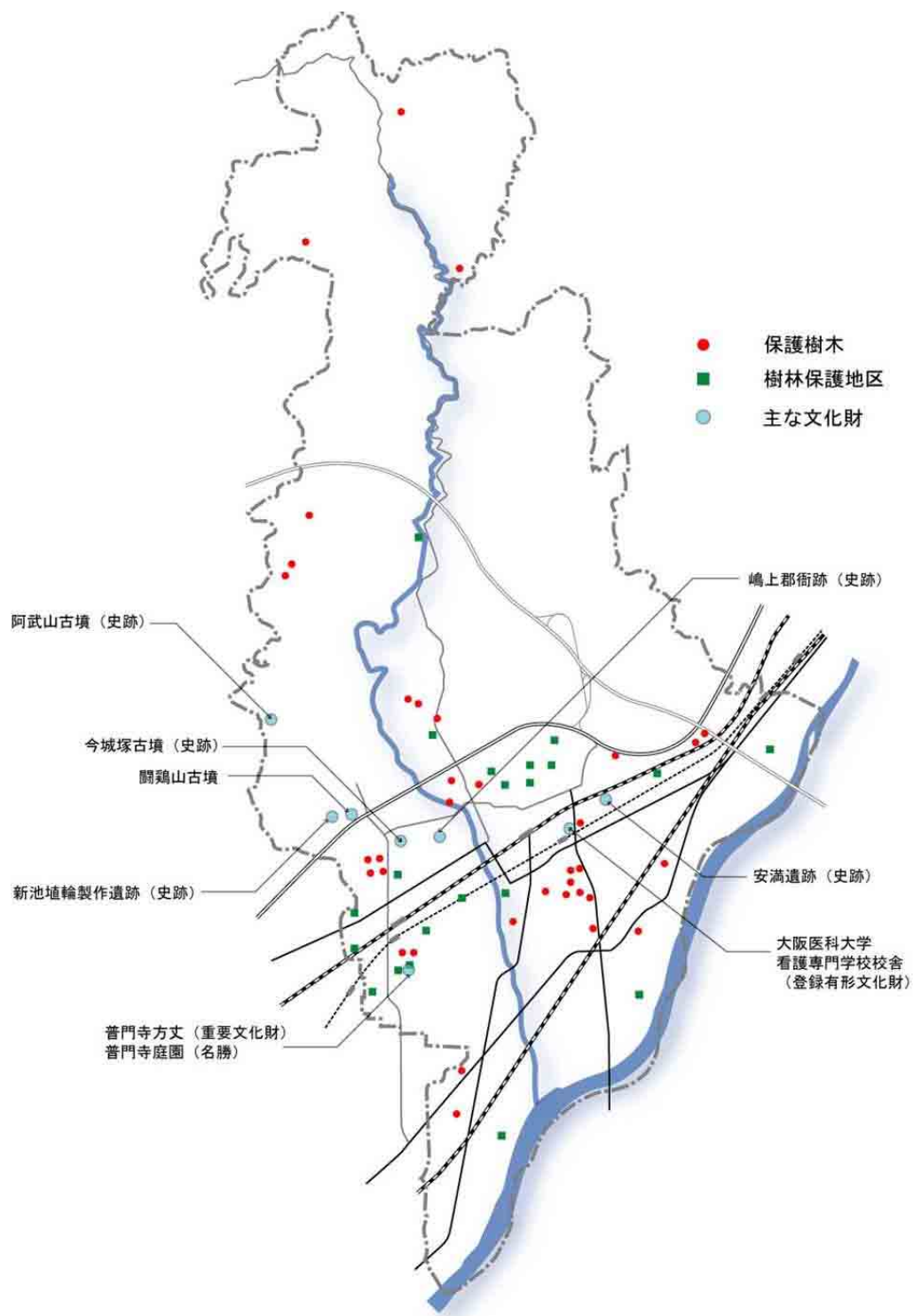
こうした各種文化財の指定等によって、文化財の保全が図られるとともに、高槻市の歴史的景観形成の一翼が担われてきました。

④緑地環境の保全

緑地環境を保全するため「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて「樹林保護地区^{※4}」、「保護樹木^{※5}」等を指定しています。また、花苗や緑化樹の配布や生け垣設置等への助成等、緑化に関する種々の取り組みも行っています。

※4 規則で定める基準に該当する樹木の集団が所在する土地の区域であって、その美観風致を維持するために保護を必要とする地区のこと。市内の寺院や神社を中心に 21 地区、約 13.8ha を樹林保護地区に指定している。

※5 規則で定める基準に該当する樹木であって、その美観風致を維持するために保護を必要とする樹木のこと。古木や大木で樹容が特に優れている樹木 31 本を保護樹木として指定している。



保護樹木、樹林保護地区等の位置図

(2)「都市景観」の視点からの施策展開

①市要綱に基づく都市景観の誘導

人口の増加が落ち着き、市街地の成熟化が進むにつれて、人口急増期に失われてしまったまちへの愛着や誇りといった市民意識を回復していくことが政策課題としても認識されるようになりました。

そこで、平成元年には緑豊かな美しいまちづくりを推進し、親しみと活力のある郷土の建設を図ることを目的に、「高槻市都市景観形成要綱」を制定し、景観形成に関する施策の枠組みを整備しました。

その後、本要綱に基づいて、景観に与える影響が大きい大規模建築物についての景観誘導を行うとともに、平成6年に策定した「高槻市都市景観形成基本計画」によって総合計画が示すまちづくりにふさわしい都市景観のあるべき姿を示しました。

②府条例に基づく広域的な景観誘導

大阪府では、複数の自治体にまたがる広域的なエリアの景観形成を進めるため、平成10年に「大阪府景観条例」が制定されました。そして条例に基づいて景観づくりを進めるうえで重要な地域を景観形成地域に指定し、一定規模以上の建物について景観誘導が行われることとなりました。高槻市では、国道171号景観形成地域・大阪外環状線(国道170号)景観形成地域・淀川等景観形成地域が指定され、条例に基づく届出制度が運用されています。

③景観に配慮した都市施設の整備

高槻市内では、地域の特性や市民意識に応じて、景観にも配慮した都市施設の整備に取り組んでいます。例えば、城北町・大手町の町家が残る地域での石畳の道路・水路の整備、江戸時代初期の松並木を再現した八丁松原の整備、駅から市役所へのアクセスとなるけやき大通りでの街路樹と無電柱化等がその一例です。



けやき大通り

④市条例による開発事業の誘導

人口急増期以来、開発事業に対しては、要綱によって指導を行ってききましたが、平成15年に「開発事業の手続等に関する条例」を制定し、開発事業の指導や調整の根拠を明確にしました。この条例に基づき、一定規模以上の開発行為や一定規模以上の中高層建築物の建築行為に対して、良好な都市環境の保全と形成の観点から指導や調整を行っています。

⑤市条例による屋外広告物の誘導

平成15年には「高槻市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の許可や禁止区域を規定しています。なお、従前は「大阪府屋外広告物条例」が高槻市域でも適用されていましたが、平成15年4月1日に高槻市が中核市に移行したことに伴い、高槻市の条例として制定しました。

(3) 関連する施策展開

①農地・森林の保全

農地・森林を保全するためには、農林業の活性化や後継者の育成等が必要不可欠ですが、高槻市の農林業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

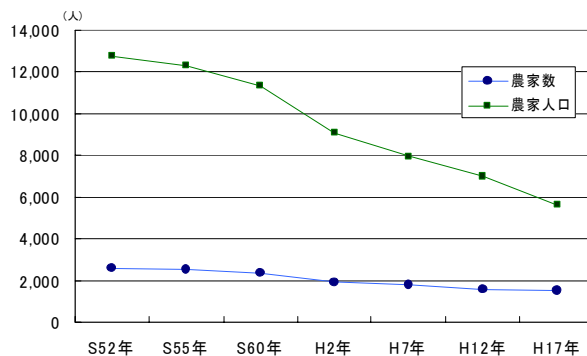
そのため、農林業関係では、森林の維持や保全に向けた「森林銀行制度^{※6}」、「森林保全協定^{※7}」、や「市民林業士^{※8}」による担い手育成等の取り組みを進めています。また「高槻市農林業振興ビジョン」に基づく農林業の担い手育成や環境教育の場づくり、都市部との交流を通じた啓発等の取り組みも行っています。

※6 林業者の高齢化、木材不況による後継者不足、相続税対策から、森林を保持していくことが困難となった所有者に、森林の保全に対して協力的な市民等へ森林を斡旋する制度。

※7 森林銀行制度により、市・緑化森林公社・森林所有者との間で締結した森林保全の協定。

※8 森林業についての研修を行って知識・技能を修得してもらい、山林における保全、整備等の森林づくりに参画してもらう制度。

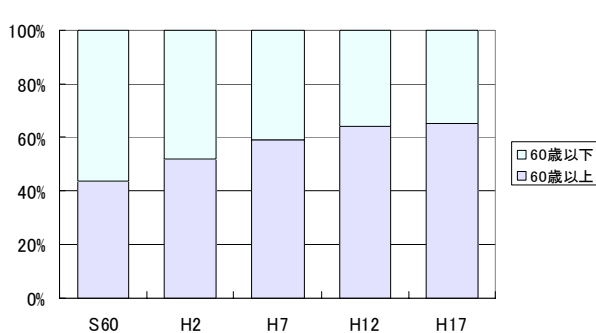
高槻市の農家数 農家人口の推移



※農家人口：農家世帯員すべてを含めた人数。

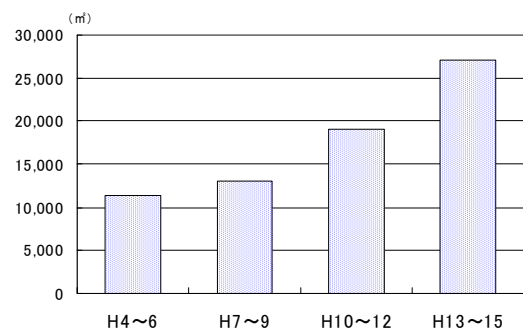
資料：大阪府総務部統計課「世界農林業センサス」「農業センサス」

高槻市の年齢別農業就業人口の推移



資料：高槻市の農林業

高槻市の農地転用面積(市街化調整区域)の推移



資料：農業委員会事務局

②生活環境の美化

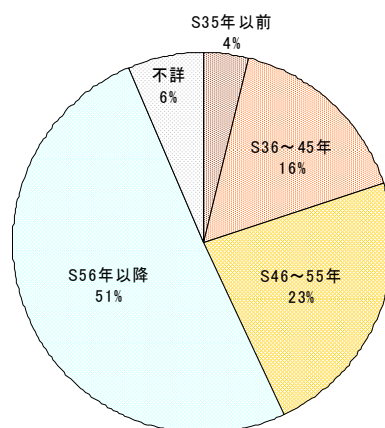
阪急高槻市駅周辺は、「高槻市まちの美化を推進する条例」に基づいて「環境美化推進重点区域」に指定し、市民等と事業者及び高槻市が協働して啓発、清掃活動等を重点的に展開しています。

また、「環境美化推進デー」を設け、市役所前、阪急高槻市駅北側ラピスの泉前、J R高槻駅北口広場前等を拠点とし、市民、団体、企業、市職員が一体となって清掃活動を行っています。

生活環境の保全に関しては、「高槻市空き地の清潔保持に関する条例」を昭和47年に制定し、景観阻害要因ともなる管理が不十分な空き地の適切な管理義務を課しています。

しかし、昭和30年代から40年代に開発された住宅地等では、建物の老朽化に伴う更新時期を迎えており、世帯当たり人員が減少しつつも戸建て住宅が多いことや新規住宅供給水準が高いこと等から、今後、空き地や空き家率の上昇も懸念されます。

建築年代別住宅数(平成15年)



資料:高槻市耐震化アクションプラン

空き家数、空き家率(高槻市、大阪府)

		S63	H5	H10	H15
大阪府	空き家数	364,200	369,400	501,300	603,300
	空き家率	11.0%	10.6%	13.0%	14.6%
高槻市	空き家数	9,660	8,300	12,030	14,430
	空き家率	8.1%	6.5%	8.8%	9.8%

(高槻市都市計画マスタープランより抜粋)

③河川関連

河川関係では、淀川に数万匹が溯上しているといわれる「アユ」をシンボルフィッシュと位置付け、芥川に溯上させることや、多様な生物が生息する川に再生していくこと等を目指しています。

この取り組みを広げ、実現させるため、市民や市民団体等が主体の「芥川・ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク」～芥川倶楽部～が設立され、地元自治会、企業、国、府、市等も参加して、「芥川クリーンアップ」(清掃活動)が行われています。

